

令和4年度  
定期監査（静岡市井川財産区）  
結果報告書

令和5年3月30日

静岡市監査委員  
同  
同  
同

遠藤 正 方  
白鳥 三和子  
福地 健  
大石 直 樹

## 1 監査の基準

この監査は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

## 2 監査の種類

### (1) 監査の名称

令和4年度定期監査（静岡市井川財産区）

### (2) 根拠法令

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項

## 3 監査の対象

令和4年4月1日から令和4年10月31日までに執行された事務事業等を対象に監査を実施した。なお、必要に応じて期間外の事務事業等も対象とした。

## 4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- (3) 事務事業の執行に当たっては、財産区財産の管理及び処分又は廃止の適切な実施に努めているか。
- (4) その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

## 5 監査の主な実施内容

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理その他事務の執行が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取等の方法により監査を実施した。

## 6 監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日程
予備監査	監査委員事務局執務室など	令和4年11月9日から 令和5年3月30日まで

## 7 監査の結果等

### (1) 監査の結果（地方自治法第199条第9項）

#### ア 監査基準第19条第2項又は第3項の規定に基づく記載

1から6までのとおり監査した限り、対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

#### イ 監査基準第19条第4項の規定に基づく記載

監査した結果、指摘事項はなかった。

(2) その他必要と認める事項（監査基準第19条第1項第8号）

1件の指導事項があった。

用語説明

① 指摘事項

法令、条例、規則等に違反している事項又は正確性、経済性、効率性若しくは有効性の観点からは正又は改善が必要である事項として監査委員が指摘するもので、地方自治法及び監査基準の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するものである。

なお、経済性、効率性及び有効性の意味は以下のとおりであり、これらを「3E」と総称する。

- ・経済性 (Economy)・・・より少ない費用で実施できないか。
- ・効率性 (Efficiency)・・・同じ費用で、より大きな効果は得られないか。
- ・有効性 (Effectiveness)・・・目的を達成し、効果を上げているか。

② 指導事項

上記①以外で、軽微な誤りと認められる事項等である。

【参考】

地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（職務）

第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

3 略

4 監査委員は、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて第1項の規定による監査をしなければならない。

第5項から第8項まで 略

9 監査委員は、第98条第2項の請求若しくは第6項の要求に係る事項についての監査又は第1項、第2項若しくは第7項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

第10項以降 略

静岡県監査基準（令和2年静岡県監査委員告示第1号）（抄）

（監査報告等の内容）

第19条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

第1号から第6号まで 略

（7）監査等の結果

（8）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

（1）財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

（2）行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

第3号から第8号まで 略

3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

第5項以降 略

令和4年度

定期監査（静岡市両河内財産区）  
結果報告書

令和5年3月30日

静岡市監査委員  
同  
同  
同

遠藤 正 方  
白鳥 三和子  
福地 健  
大石 直 樹

## 1 監査の基準

この監査は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

## 2 監査の種類

### (1) 監査の名称

令和4年度定期監査（静岡市両河内財産区）

### (2) 根拠法令

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項

## 3 監査の対象

令和4年4月1日から令和4年10月31日までに執行された事務事業等を対象に監査を実施した。なお、必要に応じて期間外の事務事業等も対象とした。

## 4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- (3) 事務事業の執行に当たっては、財産区財産の管理及び処分又は廃止の適切な実施に努めているか。
- (4) その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

## 5 監査の主な実施内容

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理その他事務の執行が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取等の方法により監査を実施した。

## 6 監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日程
予備監査	監査委員事務局執務室など	令和4年11月9日から 令和5年3月30日まで

## 7 監査の結果（地方自治法第199条第9項）

### (1) 監査基準第19条第2項又は第3項の規定に基づく記載

1から6までのとおり監査した限り、対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

### (2) 監査基準第19条第4項の規定に基づく記載

監査した結果、指摘事項はなかった。

## 用語説明

### ① 指摘事項

法令、条例、規則等に違反している事項又は正確性、経済性、効率性若しくは有効性の観点からは正又は改善が必要である事項として監査委員が指摘するもので、地方自治法及び監査基準の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するものである。

なお、経済性、効率性及び有効性の意味は以下のとおりであり、これらを「3E」と総称する。

- ・経済性 (Economy)・・・より少ない費用で実施できないか。
- ・効率性 (Efficiency)・・・同じ費用で、より大きな効果は得られないか。
- ・有効性 (Effectiveness)・・・目的を達成し、効果を上げているか。

### ② 指導事項

上記①以外で、軽微な誤りと認められる事項等である。

## 【参考】

### 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（職務）

第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

3 略

4 監査委員は、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて第1項の規定による監査をしなければならない。

第5項から第8項まで 略

9 監査委員は、第98条第2項の請求若しくは第6項の要求に係る事項についての監査又は第1項、第2項若しくは第7項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

第10項以降 略

静岡県監査基準（令和2年静岡県監査委員告示第1号）（抄）

（監査報告等の内容）

第19条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

第1号から第6号まで 略

（7）監査等の結果

（8）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

（1）財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

（2）行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

第3号から第8号まで 略

3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

第5項以降 略

令和4年度

行政監査（テーマ監査）  
結果報告書

令和5年3月30日

静岡市監査委員  
同  
同  
同

遠藤 正 方  
白鳥 三和子  
福地 健  
大石 直 樹

## 1 監査の基準

この監査は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

## 2 監査の種類

### (1) 監査の名称

令和4年度行政監査（テーマ監査）

### (2) 根拠法令

地方自治法第199条第2項

## 3 監査の対象

### (1) 監査のテーマ

「公文書の取扱いについて」

### (2) 選定の理由

地方公共団体における事務の遂行に当たっては、事務の継続性と安定性を保持するため、文書を作成することを原則としている（文書主義の原則）。静岡市公文書管理規則では、「事務の処理に当たっては、特に軽易なものを除き、公文書を作成するものとする。」と規定されており、公文書による意思決定を適切に行うことで、本市の事務事業を市民に説明する責務が全うされるようにする必要がある。

しかし、昨年度の定期監査において、事務事業の執行に当たり組織としての意思決定をした文書が確認できない事案が見受けられたことに加え、新型コロナウイルス感染症に係る対応については、後年度の検証に備え、公文書の作成、保存について改めて確認することが必要であることから、意思決定の過程の明確化について提言を行ったところである。

そこで、適正な文書管理事務の執行に資するため、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業を対象に、主に公文書の作成及び保存に関する事務について監査を実施することとした。

### (3) 監査対象とした所属及び事務事業

所属名		事務事業名
企画局	デジタル化推進課	情報通信基盤整備事業費助成
観光交流文化局	スポーツ交流課	オリンピック・パラリンピック合宿等誘致事業

保 健 福 社 長 寿 局	保健衛生医療課	公的病院事業費助成
	新型コロナウイルス 感染症対策課	新型コロナウイルスワクチン接種事業
子 ども 未 来 局	幼保支援課	私立こども園・保育所等感染症拡大防止対策事業費助成（令和3年度分）
	子ども家庭課	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業
経 済 局	産業政策課	モバイル決済サービスを活用した地元消費拡大促進事業（第2弾）
	産業振興課	新型コロナウイルス感染症対策特別利子補給事業
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 局	教職員課	教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）配置事業
	教育センター	学習用情報端末整備事業

#### 4 監査の着眼点

- (1) 起案文書の記載内容は適切か。
- (2) 決裁は適切に行われ、意思決定の過程が明確になっているか。
- (3) 公文書の保存期間は適切か。

#### 5 監査の主な実施内容

監査委員事務局職員による公文書（決裁文書等）の監査及び説明聴取を実施した。

#### 6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所

監査委員事務局執務室

- (2) 日程

令和4年10月17日から令和5年3月30日まで

#### 7 監査の結果等

- (1) 監査の結果（地方自治法第199条第9項）

ア 監査基準第19条第2項又は第3項の規定に基づく記載

1から6までのとおり監査した限り、対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営

の合理化に努めていることが認められた。

イ 監査基準第19条第4項の規定に基づく記載

監査した結果、指摘事項はなかった。

ウ 1件の意見があった。

(2) その他必要と認める事項（監査基準第19条第1項第8号）

1件の指導事項があった。

監査の結果の詳細は、後述のとおりである。

#### 用語説明

##### ① 指摘事項

合規性、正確性、経済性、効率性又は有効性の観点から是正又は改善が必要である事項として監査委員が指摘するもので、地方自治法及び監査基準の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するものである。

なお、経済性、効率性及び有効性の意味は以下のとおりであり、これらを「3E」と総称する。

- ・経済性 (Economy)・・・より少ない費用で実施できないか。
- ・効率性 (Efficiency)・・・同じ費用で、より大きな効果は得られないか。
- ・有効性 (Effectiveness)・・・目的を達成し、効果を上げているか。

##### ② 指導事項

上記①以外で、軽微な誤りと認められる事項等である。

##### ③ 意見

監査の結果に必然的に伴う、各業務に対する監査委員の意見である。

#### 【参考】

##### 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第3項から第8項 略

9 監査委員は、第98条第2項の請求若しくは第6項の要求に係る事項についての監査又は第1項、第2項若しくは第7項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

第10項以降 略

### 静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号）（抄）

（監査報告等の内容）

第19条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

第1号から第6号まで 略

（7）監査等の結果

（8）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

第1号 略

（2）行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

第3号から第8号まで 略

3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

第5項以降 略

## 監査の結果等

### (1) 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。

#### 【意見】

##### 公文書の適切な保存について

本件の監査では指摘事項はなく、指導事項も1件にとどまった。しかしながら、指摘事項や指導事項に至らない程度の不備（文書管理システム上の処理誤りや決裁文書における記載誤りなど）は散見されたところである。

文書管理システムの処理誤りに関して言えば、本市における文書の起案は、原則として文書管理システムによる電子決裁で行うこととなっており、起案文書の誤りが回議の中で適切に修正されない場合、誤りの含まれた文書が公文書として保存されてしまうおそれがある。そのため、起案者においては、このような文書管理システムの特性を理解した上で必要な事項を正しく入力できるよう運用上のルールを把握しておくとともに、回議における承認者や決裁権者においても、電子決裁を確認する上でのポイントを整理しておくなど、チェック体制を整えておく必要があると考える。

また、市公文書管理規則（以下「規則」という。）上、職員の任用等に関する公文書は30年保存するものとされているところ、監査の過程で、会計年度任用職員の任用等に係る文書を当該任用等に関連する事業に関する簿冊（保存年数5年）に登録していた事例が把握された。

この事例については、会計年度任用職員の任用等に係る文書の保存期間に関する取扱いが事務処理マニュアル等において明確になっておらず、実務上、当該任用等に関連の深い事業に関する簿冊に文書を登録することが必ずしも不合理であるとまでは言い切れないこと、また、監査の対象となった文書は保存期間満了前のものであり適切な簿冊に移動させる等の対応が可能であることから、指摘事項や指導事項には位置付けなかったものの、設定した期間を経過した文書を削除してしまう文書管理システムの性質上、規則の規定からは保存されていることが期待される文書のデータが削除されてしまうおそれがある。各所属においては、自らの保存する公文書の保存期間の設定が適切なものであるのかを改めて確認の上、誤廃棄につながらないよう対応する必要がある。

各所属における公文書の保存については、後年度求められたときに対応できるよう適切な保存期間を設定しなければならない。上記のような事例は他の所属においても起こり得るものであるため、混乱が生じないよう文書管理事務を所管する業務統括課から適切な情報提供が行わ

れることにより適正な取扱いが全庁的に周知徹底されることを望むものである。

**(2) その他必要と認める事項**

1 件の指導事項があった。